様式第九十五中「

検定合格証紙の枚数	

」を削り、同様式第九十五注意3中「楷書」を「楷書」に改め、同注意4中「はり」を「貼り」に改め、同注意中7を削り、6を7とし、5の次に次のように加える。

6　この申請に係る医薬品又は医療機器の検定が2以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、この申請に係る製造段階の別について、医薬品又は医療機器の名称欄に併せて記載すること。

様式第九十五の二注意2中「楷書」を「楷書」に改める。

様式第九十五の三注意2中「楷書」を「楷書」に改め、同注意6中「よって」を「よつて」に改める。

様式第九十六を次のように改める。

様式第九十六（第二百条関係）

検　定　合　格　証　明　書

第　　号

出願者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
出願者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品又は医療機器の名称	合格番号	製造番号又は製造記号	数量	備考

上記の（医薬品／医療機器）は、薬事法第四十三条（第一項／第二項）に規定する検定に合格したことを証明する。

年　　月　　日

国立感染症研究所長　　印

国立医薬品食品衛生研究所長

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第九十七を次のように改める。

様式第九十七（第二百二条関係）

検　定　記　録　表

製造販売業者又は選任製造販売業者の氏名		抜取り	
製造業者の氏名		薬事監視員の氏名	封印解除	
品目の名称	合否決定年月日及び対象数量		確認	
製造番号又は製造記号	封印解除年月日及び対象数量	の合否別	合格番号	
製造年月日及び製造数量	合格年月日を表示した年月日及び対象数量		不合格品の処置	
検定申請年月日及び申請数量	都道府県確認年月日及び対象数量	備考		
抜取り年月日及び抜取り数量	出荷判定年月日及び対象数量			

（注意）

1　この記録表は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。

2　検定合格証明書の交付を受けた場合にあつては、この記録表とともに保管すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式（旧様式第九十六を除く。）による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　　示

○内閣府告示第百三十六号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する告示

合成樹脂加工品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中「

メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂

」を「

メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂
	アクリル樹脂

」に改める。

第二条第二号の表中「プラスチック製食器」を「プラスチック製食器類」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第百三十七号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

雑貨工業品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。